

14. 財団法人宮城県体育協会との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

県は、宮城県北上川艇庫（以下「艇庫」という）の管理業務及び体育指導者活動事業（以下「指導事業」という）業務を、財団法人宮城県体育協会（以下「体育協会」という）に委託している。

具体的な委託業務の内容は、次のとおりである。

(a) 「艇庫」管理業務

- ・艇庫の施設・整備、物品及び敷地の維持管理に関すること。
- ・艇庫の使用許可申請書等の受付その他艇庫を使用させる業務に関すること。
- ・使用料の徴収に関すること。

(b) 「指導事業」業務

- ・県競技者に対する競技指導。
- ・選手として練習会、合宿、遠征等に参加すること。
- ・競技力の向上にかかわる研修。
- ・全国規模の競技大会等の視察による他都道府県の競技力に関する情報収集。

過去3年間の委託金額の推移は、次のとおりである。

		(千円)		
委託業務内容	担当部局課	H11年度	H12年度	H13年度
「艇庫」管理委託費	スポーツ振興課	6,753	6,269	6,077
「指導事業」業務委託費	スポーツ振興課	-	18,490	19,300

「指導事業」は、国が実施する緊急地域雇用特別基金事業（平成11年度から平成13年度まで）に伴う県への交付金を財源とするため、県の負担はない。

(2) 「体育協会」の概要

目的と主な事業

「体育協会」は、宮城県におけるスポーツを振興し県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともに体育関係諸団体相互の連携を図ることを目的として、昭和46年に設立された。この目的を達成するために、「体育協会」では主に次の事業を行う。

- ・強化推進事業
- ・市町村体協ジュニア強化対策事業
- ・指導者活動事業
- ・国体ユニフォーム助成事業
- ・大会開催事業
- ・選手・監督等激励事業
- ・表彰事業
- ・みやぎ国体記念誌発行事業
- ・北上川艇庫管理受託事業
- ・都道府県研修記録会受託事業
- ・スポーツ指導者協議会

事業規模

過去3年間における収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	H11 年度		H12 年度		H13 年度	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出
一般会計	70,741	68,472	94,133	93,413	152,762	149,073
うち、						
県補助金収入	38,660		68,166		120,010	
県負担金収入	2,400		2,220		2,220	
「艇庫」管理受託	6,753	6,591	6,269	6,604	6,077	6,279
その他	3,841	4,716	3,961	4,906	3,972	5,008
合計	81,335	79,780	104,364	104,924	162,812	160,361

上記表には、会計単位間の振替は、含まれていない。

平成13年度の一般会計の収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	収入	支出	差引
県補助金関係	120,010	122,587	2,577
県負担金関係	2,220	2,487	267
特定預金	7,139	5,914	1,225
基本財産	5,500	5,500	0
その他	17,893	12,584	5,309
合計	152,762	149,073	3,689

特定預金は、国体記念誌発行と退職金支払いのための預金取崩しであり、基本財産は、役員拠出金収入、県ゴルフ連盟拠出金収入、新規加盟団体加盟金収入を基本財産に組み入れたものである。なお、上記表には、会計単位間の振替え(一般会計から「艇庫」管理受託会計への振替額:397千円、一般会計からその他会計への振替額800千円)は、含まれていない。

県との関係

(a)出資状況

平成13年度末の基本金136,560千円のうち、県は75,000千円(54.9%)出資し、残りは加盟団体、役員等が出資している。

(b)県関係者の関与状況

平成13年4月1日現在の役員及び職員の状況は、次のとおりである。

(千円)

(役員)	合計	うち、県関係	
		現役職員	OB
常勤	1	1	-
非常勤	31	5	-
合計	32	6	-

(千円)

(職員)	合計	うち、県関係	
		現役職員	OB
常勤	7	2	1
非常勤	-	-	-
合計	7	2	1

常勤役員(専務理事)は、事務局長を兼務しており、平成9年4月以降は、代々県職員が就いている。なお、役員は、無報酬である。ただし、事務局長は、県の教育庁副参事として、県から給与支給されている。

事務局長を含め、県からの派遣職員3名については、「体育協会」の事業が県と密接に関連するため、「体育協会」から県に対して人件費相当額は支払われていない。

(c)委託業務以外の県の補助

県は、委託費のほか、「体育協会」の運営費、選手強化事業、国民体育大会用ユニフォーム購入費用、選手が加入する傷害保険の一部について、「体育協会」に補助金を交付している。

過去3年間における「体育協会」の県補助金収入は、次のとおりである。

(千円)

	H11年度	H12年度	H13年度
「体育協会」運営費補助金	9,693	8,874	9,599
選手強化費補助金	26,680	55,530	93,854
国体ユニフォーム補助金	2,287	3,761	15,821
選手傷害保険加入補助金	-	-	735
合計	38,660	68,166	120,010

平成13年度に宮城県で開催された第56回国民体育大会に向けて、競技力を向上し、ユニフォームを揃えるため、選手強化費補助金は平成12年度以降、国体ユニフォーム補助金は平成13年度に増加している。

なお、県の委託事業である「指導事業」の業務委託費(平成13年度:19,300千円)は、「体育協会」では選手強化費補助金に含めて処理している。

平成13年度における「体育協会」の主な県補助金の収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	「体育協会」運営費補助事業	選手強化費補助事業	国体ユニフォーム補助事業
(収入)			
補助金収入	9,599	93,854	15,821
(支出)			
事業費	800	93,979	15,821
管理費	11,251	-	-
支出合計	12,051	93,979	15,821

「体育協会」運営費補助事業費の主なものは、職員2名の人件費(7,972千円)と派遣職員3名の労災保険(138千円)である。

選手強化費補助事業費の主なものは、指導者45名に対する報酬62,400千円と「指導事業」19,307千円である。

国体ユニフォーム補助事業費について、「体育協会」では、自己負担額（個人からの徴収額）について、徴収額と支出を相殺し、事業費支出を 15,821 千円（19,573 千円 - 3,752 千円）として処理している。

(d)委託業務以外の県の負担

平成 13 年度に県が選手強化学業補助金として交付した金額のうち、国民体育大会宮城県予選会開催事業分(2,220 千円)については、「体育協会」と県教育委員会等の共催事業であることから、「体育協会」では県からの負担金収入として処理している。

「体育協会」では、参加者負担金収入と競技団体負担金収入の合計 15,543 千円を支出と相殺し、大会開催事業費を 2,487 千円（18,030 千円 - 15,543 千円）として処理している。

(3) 業務を委託する理由

「艇庫」業務

公の施設の管理については、地方自治法第 244 条の 2、同法施行令第 173 条の 3、同法施行規則第 17 条の規定のほか、「艇庫」の管理は、「体育協会」に委託することができるとする条例を制定している。

昭和 46 年当時から「体育協会」に委託していたため、現在も引き続き「体育協会」に委託している。

「指導事業」業務

平成 13 年度に宮城県において第 56 回国民体育大会が開催されるため、国からの緊急地域雇用特別交付金を競技力向上のための体育指導に充てることにした。

各種競技団体が加盟している「体育協会」であれば、体育指導者を配置し、活動させることができるので、「体育協会」に委託している。

(4) 委託金額の確定

「艇庫」業務及び「指導事業」業務いずれも、スポーツ振興課で過去の実績に基づいて積算し、予算要求を行い、財政課の査定を受け、予算が決定される。

(5) 委託金額積算及び「体育協会」での支出

「艇庫」業務

平成 13 年度の「艇庫」業務の県積算額及び「体育協会」での支出金額の内訳は、次のとおりである。

(千円)

内 容	積 算	支 出	差 額
常勤者 1 名の人件費	5,115	5,510	395
需 用 費	158	16	141
水 道 光 熱 費	470	454	15
委 託 料	147	164	17
そ の 他	186	133	52
合 計	6,077	6,279	202

宿泊施設があるため、常勤者 1 名が必要となる。

「指導事業」業務

平成 13 年度の「指導事業」業務の県積算額及び「体育協会」での支出金額の内訳は、次のとおりである。

(千円)

内 容	積 算	支 出	差 額
体育指導者活動費	18,000	18,000	0
事 務 費	1,300	1,307	7
合 計	19,300	19,307	7

体育指導者活動費は、16 名に対する報酬である。

(6) 指摘事項

「艇庫」の見直し

過去 3 年間の「艇庫」の利用状況及び使用料収入は、次のとおりである。

項目	H11 年度	H12 年度	H13 年度
利用人員（人）	1,578	1,830	1,565
〔うち、宿泊施設利用人員（人）〕	146	395	249
使用料収入（千円）	144	267	201
〔うち、宿泊施設使用料収入（千円）〕	84	214	147

ボート、カヌーは、競技内容、利用人員、使用料収入からみて、だれでも、いつでも気軽にできるような、いわゆる生涯スポーツにはなじまない特殊な競技スポーツであると思われる。

「艇庫」に宿泊施設があるため等の理由により、常駐者が必要となっているが、利用人員・使用料収入からみれば、利用が低迷し、宿泊料収入も極めて僅少な状況からすれば、宿泊施設は廃止すべきである。もし、「艇庫」を存続させるのであれば、宿泊施設を廃止して人件費負担を無くすとともに、ボート、カヌーが特殊な競技スポーツであることから、県の負担が最小になるように使用料の見直しを行って、受益者負担に基づく運営を検討すべきである。

「体育協会」運営費補助金の見直し

県は、県の給与負担で職員 3 名を「体育協会」に派遣しているほか、「体育協会」運営費補助金として「体育協会」職員 2 名の人件費等を負担している。（平成 13 年度 9,599 千円）

一方で、平成 13 年度における「体育協会」の一般会計の収支内訳は、次のとおりであり、他会計への振替額を支出として取り扱ったとしても、2,492 千円の余剰が生じている。

	（千円）		
	収入	支出	差額
県補助金関係	120,010	122,587	2,577
県負担金関係	2,220	2,487	267
特定預金	7,139	5,914	1,225
基本財産	5,500	5,500	0
正会員会費	6,935		
寄付・協賛金	2,357		
基本金利息	2,144		
雑収入	1,735		

(千円)

	収入	支出	差額
表彰事業		1,088	
市町村ｽｰｯ教室事業		560	
普及刊行発行事業		504	
県ｽｰｯ少年団育成事業		867	
選手・監督等激励事業		5,408	
特定預金		500	
その他	4,722	3,657	
その他合計	17,893	12,584	5,309
他会計への振替額		1,197	
総計	152,762	150,270	2,492

一般会計で余剰が生じており、「体育協会」職員 2 名の人件費等の運営費を賄う余地がある。このことから県は「体育協会」に対して運営費を出来る限り自助努力で賄うよう指導すべきであり、安易に運営費補助金の交付を受付けるべきではない。

なお、「体育協会」一般会計内の会費収入について見てみると平成 13 年度では次のような内訳となっている。

(千円)

団体区分	年会費	加盟団体数	年会費合計
各 競 技 団 体	120	8	960
	100	13	1,300
	80	22	1,760
	60	10	600
仙台市体育協会	250	1	250
各市体育協会	50	9	450
各町村体育協会	25	61	1,525
高校体育連盟	50	1	50
中学体育連盟	40	1	40
合計		126	6,935

これら団体の会費の見直しも「体育協会」の財政基盤の安定化のため必要と思われる。例えば仙台市以外の年会費を 120 千円にしたとすれば、年会費収入として 15,250 千円得られ、「体育協会」運営費の内、職員 2 名の人件費 (7,972 千円) については、補助金が不要となる。

県は「体育協会」の運営の実態を十分に把握して自助努力を促すべきところは積極的に申入れを行うべきである。

15. 宮城県ライフル射撃協会との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

県は、宮城県ライフル射撃場の管理業務を、宮城県ライフル射撃協会（以下「射協」という）に委託している。

具体的な委託業務の内容は、次のとおりである。

- ・射撃場の施設・設備、物品及び敷地の維持管理に関すること。
- ・射撃場の使用許可申請書の受付その他射撃場を使用させる業務に関すること。
- ・使用料の徴収に関すること。

過去3年間の委託金額の推移は、次のとおりである。

(千円)

担当部局課	H11年度	H12年度	H13年度
スポーツ振興課	7,949	8,038	8,522

平成10年度は、4,665千円であったが、平成11年に第56回国民体育大会（平成13年度開催）に向けて大規模改修を行ったため、平成11年度以降委託費が増加している。

(2) 「射協」の概要

目的と主な事業

「射協」は、ライフル射撃競技を健全に普及発達させるとともに、これを通じて心身を鍛錬し、フェア・プレイの精神と質実剛健の気風を養い、文化の興隆と平和の進展に資することを目的として設立した任意団体で、日本ライフル射撃協会の下部組織となる。この目的を達成するために、「射協」では次の事業を行う。

- ・県内において行われるスポーツとしてのライフル射撃競技を統轄・指導する。
- ・県民体育大会等の総合スポーツ祭典において、ライフル射撃部門を企画運営する。
- ・県内射撃選手権大会等、各種の射撃会を主催・後援し、その記録を公認する。
- ・射手の段級審査。
- ・銃器及び弾薬の検定。

- ・ 県内射撃場の開設・整備を指導する。
- ・ 射撃に関する資料を収集し、調査研究を行い、講演及び講習を行う。

事業規模

過去 3 年間における収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	H11 年度		H12 年度		H13 年度	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出
一般会計	2,429	2,284	2,486	2,400	2,950	3,102
競技力向上対策事業	13,809	13,809	8,849	8,822	7,153	7,153
その他	4,382	4,521	1,908	1,928	2,254	2,477
管理受託事業	7,951	7,951	8,043	8,043	8,526	8,526
合計	28,571	28,566	21,288	21,195	20,885	21,260

管理受託事業収入には、県からの受託金額のほか、運用利息等が含まれている。

県との関係

(a) 県は、「射協」に対して出資も県職員の派遣も行っていない。

(b) 委託業務以外の県の補助

県は、委託費のほか、競技力向上対策事業に要する経費について、第 56 回国民体育大会宮城県競技力向上対策本部補助金（以下「競技補助金」という）を交付している。

「射協」における過去 3 年間の競技力対策事業の収支状況は、次のとおりである。

(千円)

	H11 年度	H12 年度	H13 年度
収入合計	13,809	8,849	7,153
うち、「競技補助金」	11,000	8,000	6,200
支出合計	13,809	8,822	7,153
うち、交通費	5,669	2,233	2,430
宿泊費	2,354	2,119	1,941
競技用消耗品費	1,107	2,441	592

(3) 業務を委託する理由

公の施設の管理については、地方自治法第244条の2第3項に規定され、また、県では射撃場の管理は、宮城県ライフル射撃協会に委託することができるとする条例を制定している。さらに、銃砲短刀類所持等取締法等の規制があり、指定射撃場の指定に関する総理府令第6条の2において、管理者は、「管理しようとする指定射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包に関し相当な知識を有している者」「射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者」という基準がある等、特殊な施設のため、「射協」に施設管理業務を委託している。

(4) 委託金額の確定

スポーツ振興課では、過去の実績及び当年度の事業計画を考慮して費目別に積算し、予算要求を行い、財務課の査定を受け、当初予算が決定される。その後、「射協」と委託契約を締結し、翌年1月までの実施状況に応じて当初予算が補正され、確定する。

(5) 委託金額の当初予算時における県の積算額と「射協」での実際発生額

平成13年度の委託金額の当初予算時における県の積算額と「射協」での実際発生額の内訳は、次のとおりである。

(千円)

	当初予算時	実際発生額	差 額
人 件 費	1,020	1,032	12
光 熱 水 費	3,340	3,613	273
委 託 料	2,719	3,130	411
そ の 他	640	751	111
合 計	7,719	8,526	807

委託料は、「射協」から外部に対する再委託であり、再委託の内容は、電気設備点検、消防設備点検、警備、浄化槽維持管理、清掃、射撃場芝管理である。定型的な保全業務のため、毎年発生している。

(6) 意見

使用料金の見直し

過去3年間におけるライフル射撃場の利用人員、利用日数、使用料収入は、次のとおりである。

	H11年度	H12年度	H13年度
利用人員(人)	2,652	2,959	3,344
利用日数(日)	172	155	172
使用料収入(千円)	694	958	868

ライフル射撃競技は、競技内容、利用人員、利用日数からみて、だれでも、いつでも気軽にできるような、いわゆる生涯スポーツにはなじまない特殊な競技スポーツであると思われる。

県はライフル射撃場の運営のために平成13年度では8,522千円支出しているが使用料としてその1割程度(868千円)しか回収していない。ライフル射撃競技が特殊な競技スポーツであることから県の負担が最小になるように使用料を見直し、受益者負担に基づく運営を検討すべきである。

16. 社会福祉法人 宮城県福祉事業団との委託取引について

(1) 委託業務の内容と委託金額の推移

社会福祉法人宮城県福祉事業団（以下、事業団という。）に対して県が委託する業務と委託金額を担当部局別に過去3年分を要約すると次のとおりである。

(千円)

担当部局名	委託業務	H11年度	H12年度	H13年度
社会福祉課ほか	社会福祉施設管理委託事業	5,818,616	3,903,844	4,246,846
社会福祉課	産病休代替	-	-	172
長寿社会政策課	訪問介護員養成研修推進事業	3,254	3,067	1,568
同	訪問介護適正実施研修事業	-	-	1,014
同	痴呆介護実務者研修事業	-	1,761	1,971
同	産病休代替	1,080	1,396	3,495
同	身体拘束窓口運營業務他	-	-	927
地域産業振興課	福祉機器プラザ運營業務	-	-	1,233
義務教育課	岩沼高等学園就業生活支援業務指導業務	-	-	38,690
障害福祉課	がいのん-養成研修事業	655	570	590
同	船形ココ-生活支援事業	-	-	5,363
同	地域療育事業	13,592	18,535	15,617
同	地域療育等支援事業	-	-	7,880
同	地域生活支援事業	37,087	4,094	40,687
同	地域療育事業（公益事業）	734	380	991
同	障害者の明るい暮らし促進事業	-	-	740
同	産病休代替	3,368	2,198	967
	合計	5,878,386	3,935,845	4,368,751

平成12年度で社会福祉施設管理委託事業費が1,914百万円減少しているのは、平成12年度から介護保険制度が開始されたことに伴い、特別養護老人ホーム「和風園」と「敬風園」に係る施設の管理委託費が大幅に減少し、事業団が直接介護報酬収入を得て運営することになったためである。

(2) 委託先の概要

目的と主な業務

事業団は昭和40年4月に県立社会福祉施設の管理運営の受け皿として、財団法人宮城県福祉事業団(県立保養施設の管理運営の受け皿として県から500万円の出資等を受けて昭和38年10月に設立された財団法人)の

一切を承継して発足している。

事業団は、社会福祉法第 22 条に基づき社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であるが、その設立から運営に至るまで「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和 46 年 7 月 16 日 社庶第 121 号 厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に準拠して運営がなされている。同通知の第 1 社会福祉事業団の設立及び運営の基準、2 事業団の事業目的のところには「主たる事業は都道府県、市が設置した施設の受託経営に限るものとする。」と規定されており、これに従い、事業団は 13 ヶ所の県立施設及び 3 ヶ所の市立施設の管理運営を受託している。さらに自ら所有する施設を 1 ヶ所(老人休養ホーム「なかやま山荘」)運営している。そのほか施設管理運営以外に、地域生活支援事業、福祉事業関係者の養成・研修事業などを実施している。

上記の厚生省社会局長・児童家庭局長通知は事業団の活動範囲に関して言えば、県の設置した福祉施設の受託に限るというものであり、また運営については県との関わりを強めた内容であることから、事業団の自主的な活動を大きく制約するものとなっていた。

そこで、県の関与を最小限に止め、事業団の自主性を認め、責任を持った経営を行える環境整備を行うべきとの判断から、同通知に代わる新たなルールを構築すべく、平成 14 年 3 月に県と事業団とで覚書を取り交わした。この覚書は平成 16 年 4 月から施行することとなっている。

事業規模

平成 11 年度から平成 13 年度の 3 年間における事業団の資金収支総額、及び収支差額は以下のとおりである。

(千円)

年 度	収 入	支 出	収支差額
平成 11 年度	6,539,830	6,530,195	9,635
平成 12 年度	6,443,292	6,441,205	2,087
平成 13 年度	6,953,847	6,767,191	186,656

平成 13 年度に大きな黒字(収支差額)が発生したのは、平成 12 年度から始まった介護保険制度下における特別養護老人ホームの収支差額が、平成 13 年度で大きく増加したことによる

平成 13 年度の収入項目について、その内訳をみると次のとおりである。

会計区分	科目	金額(千円)	割合(%)
一般会計	委託金収入	4,189,373	60.2
	補助金収入	282,933	4.1
	介護保険収入	1,802,778	25.9
	その他収入	170,414	2.5
	繰入・預金取崩収入	24,107	0.3
	小計	6,469,605	93.0
社会福祉事業特別会計	授産事業収入	24,500	0.4
	その他収入	3	0.0
	小計	24,503	0.4
公益事業特別会計	委託金収入	226,892	3.3
	その他収入	8,270	0.1
	小計	235,162	3.4
収益事業特別会計	収益事業収入	220,006	3.2
	その他収入	4,571	0.1
	小計	224,577	3.2
合計		6,953,847	100.0

収入総額約 70 億円のうち委託金収入（市町村からの委託を含む。）は 44 億円余りと全体の 63.5%を占め、最も大きな収入源である。次に介護保険収入が 18 億円（25.9%）と続いており、その他はこれらに比べるとかなり小さな比率になっている。

次に、合計貸借対照表から過去 3 年度の比較表を作成すると以下のとおりである。なお平成 12 年度より社会福祉法人会計基準の改正により様式が変わったため、欄を変えて表示している。

科 目	H12.3.31	科 目	H13.3.31	H14.3.31	増減
流動資産	545,664	流動資産	743,489	864,915	121,426
現金預金	375,419	現金預金	172,502	285,839	113,337
他会計貸付金	79,322	他会計貸付金	121,365	39,322	82,043
その他	90,923	その他	449,622	539,754	90,132
固定資産	1,161,955	固定資産	1,040,562	1,111,030	70,468
建物	718,677	基本財産	712,975	707,251	5,724
固定資産物品	341,084	建物	667,129	661,405	5,724
土地	35,846	土地	35,846	35,846	0
その他	66,348	基本財産特定預金	10,000	10,000	0
資産合計	1,707,619	その他固定資産	327,587	403,778	76,191
流動負債	523,460	資産合計	1,784,051	1,975,945	191,894
経常資金借入金	40,000	流動負債	712,739	693,842	18,897
未払金	373,306	短期運営資金借入金	40,000	44,000	4,000
他会計借入金	79,322	未払金	522,678	526,812	4,134
その他	30,832	他会計借入金	121,365	39,322	82,043
固定負債	148,320	その他	28,696	83,708	55,012

科 目	H12.3.31	科 目	H13.3.31	H14.3.31	増減
設備資金借入金	148,320	固定負債	644,032	633,527	10,505
引当金	565,206	長期設備資金借入金	129,780	111,240	18,540
修繕引当金	25,359	退職給与引当金	5,626	4,014	1,612
備品購入引当金	30,477	減価償却引当金	249,958	259,605	9,647
退職給与引当金	2,332	圧縮記帳引当金	258,668	258,668	0
減価償却引当金	242,303	負債合計	1,356,771	1,327,369	29,402
圧縮記帳引当金	264,735	国庫補助金等特別積立金	176,683	234,006	57,323
負債合計	1,236,987	その他の積立金	212,592	335,003	122,411
基金	266,124	次期繰越収支差額	38,005	79,567	41,562
基本財産基金	180,000	純資産の部合計	427,280	648,576	221,296
運用財産基金	86,124	負債・純資産合計	1,784,051	1,975,945	191,894
積立金	180,795				
その他積立金	180,795				
繰越金	23,713				
資本合計	470,632				
負債・資本合計	1,707,619				

純資産は平成 11 年度末から順に 470 百万円、427 百万円、648 百万円と推移している。主な増減内容は平成 12 年度から介護報酬の未収金が発生したこと、平成 13 年度末で退職者に係る未払金とその原資である補助金の未収が増加したことから、未収金（その他流動資産）と未払金が増加していることなどである。

県との関係

事業団と県との関係は次のようになっている。

- (a)出資 10,000千円
- (b)貸付 なし。
- (c)職員派遣 職員総数539名のうち32名(5.9%)
- (d)県OB職員 なし。
- (e)役員 (名)

区分	県現職	県OB	県議会議員	その他	合計
理事	1	2	3	8	14
監事	-	1	-	1	2
合計	1	3	3	9	16

(f)県からの補助金 (千円)

事業名	交付決定額	実績額
民生バス運行経費補助	33,164	32,587
互助会事業主負担金補助	1,506	1,506
職員退職手当金補助	247,129	246,907
なかやま山荘増築工事借入金利息償還補助	4,570	4,570
事業団運営費補助計	286,369	285,568
グループホームバックアップ支援事業	1,579	1,579
合計	287,948	287,149

(g)県からの交付金・負担金 なし。

(3)業務委託の契約形態

社会福祉施設条例(昭和48年宮城県条例第27号)に定める社会福祉施設の管理運営、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定による使用料の徴収事務の委託については、平成13年3月30日締結の「社会福祉施設管理委託契約書」に基づいて行われている。

社会福祉施設の管理運営業務は上記条例によって受託者が事業団に限定されているので、契約形態としては特命随意契約となる。また使用料の徴収事務についても、これらの管理運営受託施設に係るものであることから同様である。

これ以外に、特別養護老人ホーム「敬風園」と「和風園」の管理については同条例第4条第2項で事業団へ委託することが明定されており、契約形態は上記同様特命随意契約であり、「宮城県和風園及び敬風園管理委託契約書」が締結されている。

さらに社会福祉施設の管理運営以外の業務として、訪問介護員養成研修推進事業、訪問介護適正実施研修事業、痴呆介護実務者研修事業、福祉機器プラ

ザ運営事業、岩沼高等学園就業生活支援事業、船形コロニー生活支援事業の業務を委託しており、これらの契約形態は随意契約である。その理由は「性質、または目的が競争入札に適さない」即ち、業務履行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要があること、また他の機関等と共同して行う必要があるなど特殊な事情を有する業務で効果的、効率的に遂行することが必要な場合に当たるものとしている。

(4) 委託金額の決定方法

平成13年3月30日締結の「社会福祉施設管理委託契約書」に基づいて、最終的に確定した平成13年度の各施設ごとの委託金額等は以下のとおりである。

区分	施設の種類	施設名	(千円) 委託費	(人) 利用定員	H14.3.31 利用者数	H14.2.1 職員数
事務局			156,926			12
知的障害福祉	更生施設	船形学園	335,155	100	78	31
心身障害福祉	更生施設	船形コロニー	1,937,509	400	387	181
	授産施設	船形コロニー	342,626	100	86	35
	児施設	啓佑学園	587,437	100	84	51
	保養施設	七ツ森希望の家	125,140	80	延9,504	13
老人福祉	養護老人ホーム	偕楽園	240,894	80	77	19
	介護研修センター		47,589	16		4
精神保健福祉	生活訓練施設	援護寮	69,548	20	20	8
	地域生活支援センター		40,352		46	5
救護	救護施設	太白荘	331,236	100	100	25
婦人保護	保護施設	宮城野婦人寮	32,434	30	2	3
合計			4,246,848			387

これらの委託金額は各担当部局において、歳出項目の算出基礎に基づいて「当初歳出予算要求調書」を作成し、事業団との間で社会福祉施設管理委託契約を締結した後、特別な変動要因がなければ翌年2月に補正を組み、5月に最終精算を行って委託金額を確定する。平成13年度の場合は、交付済額が4,294,183千円で確定額が上記のとおりであるから、47,334千円が精算の上、返還されている。

施設管理委託以外の委託事業については個々に業務委託契約書を締結し、その金額は県単独事業の場合は積算に基づく所要金額、また国庫補助事業の場合は国の定めた実施要領等に基づく金額としている。

(5) 指摘事項

収益事業会計の繰越赤字について

事業団は収益事業として「老人休養ホームなかやま山荘」の運営を行っている。この施設は、県内の高齢者や障害者等を対象に温泉保養の場を提供することを目的として、鳴子温泉郷の奥、中山平温泉内に設置されている。宿泊定員は 130 名で、34 の客室と大小 4 つの浴室を持つ中規模の宿泊施設である。

このほか現在は既に廃業しているが、過去に運営をしていた保養施設として老人休養ホーム「ふたくち山荘」と母子休養ホーム「こまくさ山荘」があり、これらを総合して収益事業会計が構成されている。事業団の前身である財団法人宮城県福祉事業団は、この「こまくさ山荘」を管理運営することを目的として発足したという経緯があるが、その後の経営状況の推移が芳しくないため廃業したものである。

平成 13 年度の収益事業の貸借対照表を次ページに示したが、そこから、以下の状況を指摘することができる。

既に廃業した「ふたくち山荘」は 36,209 千円、「こまくさ山荘」は 29,519 千円の繰越赤字(次期繰越活動収支差額)を持っている。「こまくさ山荘」はその他の積立金が 98,325 千円あるため、いわゆる純資産が 68,806 千円と計算できるので、固定資産の帳簿価額 71,919 (284,299 - 212,380) 千円との差額 3,113 千円が実際の赤字である。この 2 ヶ所の赤字の合計 39,322 千円が「なかやま山荘」の会計区分外貸付金に一致する。この解消に「なかやま山荘」の利益 4,555 千円が充当されているが、赤字の全額解消には相当の期間を要すると考えられる。

平成14年3月31日現在				(千円)
科 目	ふたくち山荘	こまくさ山荘	なかやま山荘	合計
流動資産	0	0	45,609	45,609
現金預金			3,860	3,860
売掛金			361	361
前払金			141	141
未収金			71	71
貯蔵品			1,854	1,854
会計区分外貸付金			39,322	39,322
基本財産	30,846	213,728	301,469	546,043
建物	0	208,728	301,469	510,197
土地	30,846	5,000	0	35,846
その他の固定資産	0	70,571	209,867	280,438
構築物		8,273	12,596	20,869
機械・装置		62,165	159,241	221,406
車両運搬具			1,323	1,323
器具・備品			36,481	36,481
権利		133	226	359
合 計	30,846	284,299	556,945	872,090
流動負債	36,209	3,113	55,924	95,246
短期運営資金借入金			44,000	44,000
未払金			6,748	6,748
買掛金			4,692	4,692
預り金			484	484
会計区分外借入金	36,209	3,113		39,322
固定負債	30,846	212,380	390,301	633,527
長期設備資金借入金			111,240	111,240
退職給与引当金			4,014	4,014
減価償却引当金		40,208	219,397	259,605
圧縮記帳引当金	30,846	172,172	55,650	258,668
その他の積立金	0	98,325	74,537	172,862
次期繰越活動収支差額	36,209	29,519	36,183	29,545
前期繰越活動収支差額	36,209	28,891	31,628	33,472
当期繰越活動収支差額		628	4,555	3,927
合 計	30,846	284,299	556,945	872,090

次に繰越赤字の解消財源となる「なかやま山荘」の経営状況をみるために、過去3年間の貸借対照表を示すと次ページのとおりである。

これをみると、当期繰越活動収支差額すなわち純利益はトントン若しくは4百万円程度の黒字であるが、手元の現金預金残高は年々減少し、平成12年3月末で17,721千円あった残高は、平成14年3月末では3,859千円まで落ちている。これは建物建設時の長期設備資金借入金や常時40百万円ほどの短期運営資金借入金（平成11年度は会計区分外借入金）があるため、利益が上がっても多額の借入金元金償還支出によって資金収支が赤字となることによるものである。

科 目	H11年度	H12年度	H13年度
流動資産	61,627	47,804	45,608
現金預金	17,721	5,104	3,859
売掛金	801	781	361
前払金	1,061	0	141
未収金	79	76	71
棚卸資産	2,643	2,521	1,854
会計区分外貸付金	39,322	39,322	39,322
基本財産	301,469	301,469	301,469
建物	301,469	301,469	301,469
土地	0	0	0
その他の固定資産	211,347	213,294	209,867
構築物	12,596	12,596	12,596
機械・装置	159,241	159,241	159,241
車両運搬具	1,500	2,823	1,323
器具・備品	37,784	38,408	36,481
権利	226	226	226
合 計	574,443	562,567	556,944
流動負債	63,262	54,969	55,924
短期運営資金借入金	0	40,000	44,000
未払金	17,422	9,394	6,748
買掛金	5,285	4,753	4,692
預り金	555	822	484
会計区分外借入金	40,000		
固定負債	404,744	401,433	390,300
長期設備資金借入金	148,320	129,780	111,240
退職給与引当金	2,332	5,626	4,014
減価償却引当金	198,442	210,377	219,396
圧縮記帳引当金	55,650	55,650	55,650
その他の積立金	74,537	74,537	74,537
前期繰越活動収支差額	31,989	31,900	31,628
当期繰越活動収支差額	89	272	4,555
合 計	574,443	562,567	556,944

約定による長期設備資金借入金の返済が毎年 18,540 千円あるため、当期繰越活動収支差額が黒字であっても短期運営資金借入金は減少せず反対に増加しており、なおかつ現金預金残高が減少していく状態になっている。長期設備資金借入金は今後 6 年間で完済されるので、それまでの資金繰りが問題になるところである。

こうした資金の状況を過去 2 年間の資金収支計算書からみると次ページのとおりである。

勘定科目		H12年度	H13年度	
経常活動による収支	収入	補助金収入	4,710	
		利用料収入	228,675	216,916
		雑収入	2,094	3,090
		借入金償還補助収入	5,749	4,569
		受取利息配当金収入	7	2
	経常収入計		241,235	224,577
	支出	人件費支出	67,644	62,839
		事務費支出	57,501	52,978
		事業費支出	95,347	88,734
		借入金利息支出	5,786	4,637
経常支出計		226,278	209,188	
経常活動資金収支差額		14,957	15,389	
施設整備等収支	収入	施設整備等補助金収入		
		固定資産売却収入		
		施設整備等収入計	0	0
	支出	固定資産取得支出	1,947	
		元入金支出		
施設整備等支出計		1,947	0	
施設整備等資金収支差額		1,947	0	
財務活動収支	収入	借入金収入		
		財務収入計	0	0
	支出	借入金元金償還支出	18,540	18,540
		財務支出計	18,540	18,540
		財務活動資金収支差額	18,540	18,540
当期資金収支差額合計		5,530	3,151	
前期末支払資金残高		1,635	7,165	
当期末支払資金残高		7,165	10,316	
(当期末支払資金残高の内訳)				
流動資産		47,804	45,608	
流動負債		54,969	55,924	
差引		7,165	10,316	

全体的にみると、経常活動による資金収支差額は15百万円程度の黒字であるが、借入金元金償還支出が18百万円あるため、年間3~5百万円ほど資金残高が減っていく状況(当期資金収支差額合計のマイナス)になっている。

次に「なかやま山荘」の利用者の状況を、過去3年間についてみると以下のとおりである。

項目 / 年度	H11年度	H12年度	H13年度
年間利用者数（人）	24,600	25,426	23,980
1日当り（人）	66	70	66
利用率	50.90%	53.50%	50.50%
稼働日数（日）	366	365	365

平成 12 年度で利用者数は増えたが平成 13 年度で後退し、平成 14 年度も低位で推移しているとのことである。上記の資金収支計算書でわかるように平成 12 年度は経常支出が多額に発生したため、県の運営費補助金収入が 4,710 千円あるものの、なお資金収支は 5,530 千円の赤字であった。平成 13 年度は利用者数が減少する中で経常支出、特に人件費の削減を図ったのであるが、やはり 3,151 千円の資金収支の赤字になっている。

こうした収益事業会計の状況からみて以下の問題点を指摘することができる。

(a)収益事業の赤字に対して一般会計から資金負担していることの是非

運転資金の不足については、年度末は市中金融機関からの短期運営資金借入金として計上されているが、翌年度に一般会計よりの繰入れでこの借入金を返済し、さらに年度内の不足資金も一般会計よりの繰入れで対応している。平成 11 年度末及び平成 12 年度末の短期運営資金借入金残高は、既に廃業した 2 つの施設の繰越赤字 39,322 千円に対応して 40 百万円であったが、平成 13 年度は「なかやま山荘」の資金収支の赤字 3,151 千円と、手元現金預金の余裕が無くなったことにより 44 百万円に増えている。

収益事業には、本来の社会福祉事業促進のためその財政を補完する役割をもつものと、社会福祉事業に密接に関連して行っている事業でたまたま法人税法の課税対象になっているにすぎないものがある。老人休養ホームは後者の性格を強く持つものではあるが、一般会計からの繰入れが継続している現状では、社会福祉法人の行う本来の事業活動を圧迫する恐れがあることから、次項以下を参考として改善策を具体化すべきである。

(b)一般会計からの繰入れにより運営を継続することの意義

県は施設増築工事借入金利息の補助金を平成 12 年度では 5,749 千円、平成 13 年度では 4,569 千円交付しており、また平成 12 年度では運営費

補助金を4,710千円交付している。このような補助を行っている理由は、当該施設が高齢者や障害者等（母子、寡夫）を対象にした保養施設であり、建設当初から県が誘導して建設した経緯があるためである。

現在の事業の状況をみると、正規職員から嘱託員雇用への転換や指名競争入札による経費削減などの経営努力により、利益が上がるようにはなっているが、経常収支から借入金元金を償還できる資金収支の状況にはなっておらず、不足資金は手元現金預金の取崩しと短期運営資金借入金で対応しており、手元資金残高はもはや限界にきているのが実状である。

老人休養ホームは当初県が実施すべき事業であったが、その後厚生省通知により、事業団の自主設置運営施設として位置づけられたものである。そうした経緯から土地は県有地の無償貸与であるし、県の運営費補助要項によれば借入金元金償還分についても補助できることになっている。しかし現在の借入金元金償還分については補助がでない。

したがって、平成19年度で完済となる長期施設設備資金借入金の年間償還額18百万円を収益事業活動から捻出できなければ、現状では一般会計からの繰入れによって対処せざるを得ないことになる。当該施設は高齢者・障害者等の利用が9割以上を占める老人福祉増進施設ではあるが、この点を考えると今後も事業団が一般会計からの繰入れを続けながら実施していくべき事業なのかを再検討する必要がある。

経営改善はもちろんであるが、それ以外にも施設建設の経緯と事業の公益性に鑑みて事業団を含めた第三者に管理運営を委託する公設民営型にするか、あるいは建設補助金の返還問題や既存借入金の償還問題が課題となり問題が多いものの第三者への事業譲渡あるいは事業廃止を検討するなどして、赤字の継続が一般会計の財政に負担をかけることのないような方策の具体化が必要である。

(c) 廃業した2ヶ所の未利用不動産の処分あるいは活用

既に事業廃止した「ふたくち山荘」と「こまくさ山荘」の事業用地と建物は現在使用されずにそのままの状態になっている。事業に供与されていないゆえに固定資産税も課税されており、事業団としても早期売却方針で動いているが、中々実現できない現状にある。これらの不動産の内容は以下のとおりである。

「ふたくち山荘」

土地；仙台市太白区秋保町馬場

地目；山林 一部宅地 地積；9,680 m²

「こまくさ山荘」

土地；柴田郡川崎町青根温泉

地目；宅地 地積；3,305 m²

家屋の種類；旅館 総床面積；2,135 m²

帳簿価額 (千円)

BS計上額	ふたくち山荘	こまくさ山荘
建物	0	208,728
土地	30,846	5,000
減価償却引当金	0	40,208
圧縮記帳引当金	30,846	172,172
差引価額	0	1,348

(千円)

区 分	BS価額	< 固定資産税 >		
		評価額	課税標準額	税額
ふたくち山荘				
建物	0	0	0	0
土地	0	8,377	4,613	65
合 計	0	8,377	4,613	65
こまくさ山荘				
建物	1,348	70,870	70,870	992
土地	0	27,768	19,437	272
合 計	1,348	98,638	90,307	1,264

帳簿価額は合わせて1,348千円と少額であるが、固定資産税評価額は両者合わせて107,015千円と多額である。しかし、いずれも宿泊施設という特殊物件だけに売却は容易でなく、特に「ふたくち山荘」は立地も良いとはいえないものである。そうであっても会計区分外貸付金39,322千円を回収し、短期運営資金借入金44,000千円を返済して収益事業の財務内容を改善するために、また毎年発生する固定資産税を回避するためにも、早期売却の行動を強化する必要がある。さらに売却実現が長期化する場合には、売却方針に支障の無い範囲で、「ふたくち山荘」で以前に行っていた一時的な賃貸を積極的に行うことも有用と考える。

以上の指摘事項はテーマである委託費との直接の関連はなく、また事業団も十分に認識している事柄ではあるが、事業団の扱う広範な委託業務の中で埋もれがちな部分を、事業団全体の運営見直しを検討している最中に、事業最適化の観点から問題提起するものである。

特別養護老人ホームの収支差額について

特別養護老人ホーム「敬風園」は昭和 45 年に認可され、平成 6 年に宮城県鹿島台町に新築移転された入所定員 200 名、短期入所 24 名の指定介護老人福祉施設である。同じく「和風園」は昭和 41 年に認可され、平成 3 年に建替えが行われた入所定員 200 名、短期入所 20 名の、宮城県大和町にある指定介護老人福祉施設である。いずれも特別養護老人ホームとしては大規模な施設である。

平成 12 年度からの介護保険制度の開始に伴って、両施設に関してはそれまでの県営施設の管理・運営委託の考え方は変わらないものの、新たに生じた介護報酬については直接収入受入して運営することとした。このため平成 11 年度で支出していた委託費は「敬風園」で 885 百万円、「和風園」で 862 百万円の合計 1,747 百万円であったが、平成 12 年度以降は産休等代替職員給与費等の 1～3 百万円程度でしかなくなり、これが前出のとおり平成 12 年度から委託費総額が大幅に減少している要因であった。

この 2 つの施設の貸借対照表を、平成 12 年度及び平成 13 年度についてみると次のとおりである。

比較貸借対照表

(千円)

勘定科目	敬風園		和風園	
	H12年度	H13年度	H12年度	H13年度
流動資産	139,297	161,937	144,829	140,165
現金預金	2,888	14,776	442	3,771
前払金	1,342	1,271	406	1,454
未収金	135,067	145,890	143,981	134,940
基本財産	0	0	0	0
その他の固定資産	1,297	10,688	3,037	18,739
建物				490
車両運搬具		3,071		7,435
器具・備品	1,297	7,617	3,037	10,814
合計	140,594	172,625	147,866	158,904
流動負債	117,033	71,432	122,918	57,283
未払金	50,826	48,180	101,110	32,916
預り金	2,777	2,655	3,195	2,600
賞与引当金		20,597		21,767
会計区分外借入金	63,430		18,613	
固定負債	0	0	0	0
国庫補助等特別積立金	0	1,011	0	13,864
その他の積立金	9,248	79,565	1,176	60,324
移行時特別積立金	6,499	6,499	1,176	1,176
人件費積立金		21,649		18,900
修繕積立金		5,000		5,000
備品等購入積立金		5,000		5,000
その他の積立金	2,749	41,417		30,248
次期繰越活動収支差額	14,313	20,617	23,772	27,433
前期繰越活動収支差額	12,394	15,823	21,285	25,509
当期繰越活動収支差額	1,919	4,794	2,487	1,924
合計	140,594	172,625	147,866	158,904

平成12年度で両施設合わせて82百万円あった会計区分外借入金が、平成13年度ではなくなっている。これは介護報酬の入金が2ヶ月後であるため、平成12年度ではこの間の資金繰りを他会計からの借入金で対処したものであるが、平成13年度では資金収支の良化によりその必要がなくなったことによる。

平成13年度でその他の積立金が大きく積増しされて、残高が合計140百万円まで増加している。これは平成13年度の当期活動収支差額が両施設合わせて136百万円と多額に計上されたため、合計129百万円の積立が可能になったことによる。

このように財政状態が大幅に改善された要因を、次に示す資金収支計算書の要約から検討する。

資金収支決算書

(千円)

勘定科目		敬風園		和風園		
		H12年度	H13年度	H12年度	H13年度	
經常活動による収支	収入	委託金収入	1,126	3,869	3,942	1,841
		補助金収入	0	0	0	356
		介護保険収入	860,805	921,834	832,017	880,944
		寄付金収入	267	5,756	0	725
		雑収入	13,270	13,778	7,385	9,171
		経理区分間繰入金収入	17,650	14,278	41,846	0
		經常収入計	893,118	959,515	885,190	893,037
	支出	人件費支出	596,584	593,622	657,544	579,424
		事務費支出	123,946	126,970	61,952	77,878
		事業費支出	135,186	142,277	147,521	137,647
経理区分間繰入金支出		31,928	0	27,568	14,278	
	經常支出計	887,644	862,869	894,585	809,227	
	經常活動資金収支差額	5,474	96,646	9,395	83,810	
施設整備等収支	収入	施設整備等補助金収入				
		固定資産売却収入				
		施設整備等収入計	0	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	265	7,808	0	1,072
		元入金支出				
	施設整備等支出計	265	7,808	0	1,072	
	施設整備等資金収支差額	265	7,808	0	1,072	
財務活動収支	収入	積立預金取崩収入			12,569	
		借入金収入				
		財務収入計	0	0	12,569	0
	支出	積立預金積立支出	2,749			
		借入金元金償還支出				
	財務支出計	2,749	0	0	0	
	財務活動資金収支差額	2,749	0	12,569	0	
	当期資金収支差額合計	2,460	88,838	3,174	82,738	
	前期末支払資金残高		22,264		21,911	
	当期末支払資金残高	2,460	111,102	3,174	104,649	
	<支払資金>					
	流動資産 - 流動負債	22,264	90,505	21,911	82,882	
	賞与引当金		20,597		21,767	
	計	22,264	111,102	21,911	104,649	

經常活動による収支のうち、平成12年度の経理区分間繰入金収入と繰入金支出との差額をみると、「敬風園」では14,278千円の支出超過、「和風園」では同額収入超過となっている。これは「和風園」の人件費が平成13年度と比べても78百万円多かったことから、その資金不足分を「敬風園」からの繰入収入と積立預金取崩12,569千円に対応したことを表している。したがって、これらの経理区分間繰入金収支を除いた実質的な經常活動資金収支差額を求めると、「敬風園」は19,752千円のプラス、「和風園」は23,673千円のマイナスとなり、「和風園」の資金収支が赤字であったことがわかる。

平成 13 年度になると介護保険制度の実施 2 年目に入り、介護保険収入がそれぞれ 61 百万円、49 百万円増加しており、平成 12 年度同様に経理区分間繰入金収支を除いた実質的な経常活動資金収支差額を求めると、「敬風園」は 82,368 千円のプラス、「和風園」は 98,088 千円のプラスとなり、両施設ともに収支が大きく良化していることがわかる。

次に、この良好な資金収支を支える事業活動の収支をみると以下のとおりである。

勘定科目		敬風園		和風園		
		H12年度	H13年度	H12年度	H13年度	
事業活動収支の部	収入	委託金収入	1,126	3,869	3,942	1841
		補助金収入	0	0	0	356
		介護保険収入	860,805	921,834	832,017	880,944
		寄付金収入	267	5,756	0	725
		雑収入	13,270	13,778	7,385	9,171
		国庫補助金等特別積立金取崩額	0	128	0	2,000
		引当金戻入	0	0	0	0
	事業活動収入計	875,468	945,365	843,344	895,037	
	支出	人件費支出	596,584	593,622	657,544	579,424
		事務費支出	123,946	126,970	61,952	77,878
事業費支出		135,186	142,277	147,521	137,647	
減価償却費		806	1,066	687	2,971	
引当金繰入		20,597		21,767		
事業活動支出計	856,522	884,532	867,704	819,687		
事業活動収支差額	18,946	60,833	24,360	75,350		
事業活動外収支の部	収入	受取利息配当金				
		経理区分間繰入金収入	17,650	14,278	41,846	
	事業活動外収入計	17,650	14,278	41,846	0	
	支出	借入金利息				
		経理区分間繰入金支出	31,928		27,568	14,278
事業活動外支出計	31,928	0	27,568	14,278		
事業活動外収支差額	14,278	14,278	14,278	14,278		
経常収支差額	4,668	75,111	10,082	61,072		
特別収支差額	0	0	0	0		
当期活動収支差額	4,668	75,111	10,082	61,072		
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額	12,394	15,823	21,285	25,509	
	当期末繰越活動収支差額	17,062	90,934	11,203	86,581	
	その他積立金取崩額	0	0	12,569	0	
	移行時特別積立金取崩額			12,569		
	その他積立金積立額	2,749	70,317	0	59,148	
	人件費積立金積立額		18,900		18,900	
	修繕費積立金積立額		5,000		5,000	
	備品等購入積立金積立額		5,000		5,000	
	その他の積立金積立額	2,749	41,417		30,248	
	次期繰越活動収支差額	14,313	20,617	23,772	27,433	

事業活動収支差額には非資金項目である減価償却費、そのうち国庫補助

金等に対応する部分である国庫補助金等特別積立金取崩額、あるいは賞与引当金繰入額が計算要素に入ってくる。この事業活動収支差額は平成 12 年度では「敬風園」が 18,946 千円のプラス、「和風園」は 24,360 千円のマイナスであったが、平成 13 年度では「敬風園」が 60,833 千円のプラス、「和風園」は 75,350 千円のプラスと大きく好転している。この結果、繰越活動収支差額の部にあるように、その他積立金の積立を「敬風園」では 70,317 千円、「和風園」では 59,148 千円実施している。そのうち特に目的をもたない「その他の積立金」の積立をそれぞれ 41 百万円、30 百万円行っている。

以上のような特別養護老人ホームの収支状況に鑑みて、以下の問題点を指摘することができる。

(a) 県営施設を保有することに伴う費用の把握について

2 つの施設の土地・建物の状況をみていくと以下のとおりである。

<敬風園> (金額単位；千円)
 土地 所在地 志田郡鹿島台町
 地積 46,861m²
 現在価格 114,894 (13年3月現在)

建物	名称	H6.3.31	H13.3.31	(m ²)
		取得価格	台帳価格	延床面積
1	管理棟	1,589,122	1,121,421	2,685
2	一般棟	1,680,707	1,186,051	4,052
3	痴呆棟	1,589,267	1,121,523	3,821
4	雑厨芥処理棟	8,140	5,348	69
5	車庫	18,302	11,361	99
6	ガスボンブ庫	3,781	2,484	31
7	消火栓ポンプ室	6,554	4,306	20
8	オイルポンプ室	5,492	3,609	10
9	渡廊下	27,523	17,086	54
	計	4,928,888	3,473,189	10,841

県は「敬風園」と併せて「宮城県介護研修センター」を施設整備しており、これを含めた事業費総額は 5,928 百万円であった。財源は国庫補助額が 772 百万円あり、借入金は平成 5 年と平成 6 年において計 3,373 百万円の起債をしたので、残り 1,783 百万円は一般財源から拠出したことになる。

県営施設として保有することによる費用を考えると、まず建物の減価

償却費がある。これについて仮に上記表の管理棟、一般棟、痴呆棟のみを計算することとし、取得価格は4,859百万円、そのうち国庫補助対象分を $772 \times (4,859 / 5,928) = 632$ 百万円とみると、償却基礎価格は4,227百万円となる。これをSRC造・住宅の耐用年数47年で除すと、減価償却額は年間90百万円となる。

次に平成13年度の借入金元利償還額をみると283百万円であり、そのうち利息部分は119百万円である。年利率は、平成5年8月の536百万円借入分は4.9%、平成6年5月の2,837百万円借入分は4.3%である。支払利息のうち「敬風園」に係る部分を $4,928 / 5,928$ 百万円とすると、99百万円となる。

「敬風園」に関して県が負担している費用は、上記の2つで189百万円とみることができる。

次に「和風園」についてみると以下のとおりである

<和風園> (金額単位；千円)
 土地 所在地 黒川郡大和町
 地積 128,273^m₂
 現在価格 519,137 (13年3月現在)

建物	名称	H3.3.1	H13.3.31	(^m ₂)
		取得価格	台帳価格	延床面積
1	本館	1,556,227	1,647,076	7,573
	附属設備	977,706		
2	浄化槽機械室	7,798	4,975	36
3	雑厨芥処理棟	14,370	7,399	70
4	車庫	14,599	7,383	91
	計	2,570,700	1,666,833	7,770

施設整備事業費総額は3,022百万円であり、その財源は国庫補助額530百万円、起債1,344百万円、一般財源から1,148百万円となっている。

まず減価償却費は上記表の本館、附属設備のみを計算することとし、本館の取得価格は1,556百万円、そのうち国庫補助対象分を $530 \times (1,556 / 3,022) = 273$ 百万円として、償却基礎価格は1,283百万円となる。これを耐用年数47年で除すと、減価償却額は年間27百万円となる。附属設備の取得価格は978百万円、そのうち国庫補助対象分を $530 \times (978 / 3,022) = 172$ 百万円として、償却基礎価格は806百万円となる。これを耐用年数15年で除すと、減価償却額は年間54百

万円となる。減価償却額は合わせて 81 百万円になる。

次に平成 13 年度の借入金元利償還額をみると 132 百万円であり、そのうち利息部分は 60 百万円である。年利率は、平成元年 5 月の 161 百万円借入分は 4.85%、平成 2 年 10 月の 306 百万円借入分は 7.3%、平成 3 年 5 月の 877 百万円借入分は 6.6% である。

以上から「和風園」に関して県が負担している費用は、上記の 2 つで 141 百万円とみることができる。

このように 2 つの施設を保有していることによるコストは、概算ではあるが合わせて年間 330 百万円であることをまず念頭におく必要がある。民間の社会福祉法人の場合は、施設整備の段階で国庫補助のほか地方自治体の補助金があったり、借入利子補給制度があるので民間法人との保有コストの比較は単純にはできないが、県としてはコストの認識・把握はしておくべきものとする。

(b) 効率的な運営について

「敬風園」と「和風園」の主な収支の構成と人員について、民間の社会福祉法人との比較をすると以下のとおりである。

(金額単位:千円)

区 分	敬風園		和風園		他法人A		他法人B		他法人C	
	金額	比率								
介保入所収入	813,901		811,315		339,465		217,673		195,100	
介保短期収入	107,933		69,628		23,677		58,450		22,617	
補助金収入	3,870		2,198		444				552	
利用料収入					246					
収入計	925,704	1.00	883,141	1.00	363,832	1.00	276,123	1.00	218,269	1.00
人件費	593,622	0.64	579,424	0.66	193,309	0.53	165,222	0.60	139,403	0.64
管理費	126,970	0.14	77,878	0.09	43,889	0.12	14,693	0.05	16,521	0.08
事業費	142,277	0.15	137,647	0.16	61,965	0.17	44,601	0.16	33,655	0.15
支出計	862,869	0.93	794,949	0.90	299,163	0.82	224,516	0.81	189,579	0.87
差引	62,835	0.07	88,192	0.10	64,669	0.18	51,607	0.19	28,690	0.13
定員(人)	200		200		85		54		50	
職員数(人)	118		105		49		44		32	
現場正職員	56		59		39		18		18	
現場臨時職員	51		41		3		15		4	
その他職員	11		5		7		11		10	
1人当り人件費	5,030		5,518		3,945		3,755		4,356	

人件費や管理費の構成比は他法人と比べるとやや高く、事業費はほぼ同程度であるが、1人当り人件費は他法人と比べると明らかに高くなっている。

特別養護老人ホームは通常 50 床程度の施設が多く、運営形態も従来の病院式から回廊式、現在はユニット式へと変わってきており、より多くの職員を必要とするようになってきている。この点、事業団の両施設はかなり大規模な施設であるため事務・管理などの面でのスケールメリットはあり、「その他職員」は他法人とほとんど変わらない人数でこなしていることがわかる。

しかし、「支出計」の「収入計」に対する割合をみると、他法人が 80% 台であるのに対して両施設は 90% を超えていて、相対的に支出額は多いといえることができる。これは現場職員（直接処遇職員）の正規と臨時の割合からみて、1 人当り人件費は低めになるはずのものが実際にはかなり高位にあり、もともとの賃金格差が大きいことを窺わせるものである。

これに対して事業団は、正職員の平均年令が高いことが一つの要因であるとして、平成 14 年度から退職正職員 1 名に対して補充は臨時職員 2 名の体制で臨んでいるところである。また能力給の取入れなど賃金体系の見直しも検討している。こうした取組みを強力に進めて、民間施設との比較において収支バランスを良くしていき、さらに一層の効率的経営を図っていくべきである。

(c) 収支差額の帰属について

2 つの施設の決算分析でみたように、平成 13 年度において当期資金収支差額は合わせて 171 百万円生じている。つまり 1 年間でそれだけの資金の増加がみられたこととなる。また、当期活動収支差額は合わせて 136 百万円生じている。当期活動収支差額は賞与引当金を初めて 42 百万円繰入れしたために当期資金収支差額と大きな差異があるが、次年度以降は洗替え処理されるので、平年度ベースに置き換えると 178 百万円程度の実績とみることができる。

このように多額の収支差額が生じた理由の一つとして、土地・建物が県の所有であるため、民間社会福祉法人の場合のように建設資金借入金の元利償還金支出や減価償却費がないことが挙げられる。ただし民間の社会福祉法人においても、社会福祉施設の整備・充実のためにさまざまな補助制度が用意されているので、償還金支出はあっても資金の蓄積は比較的順調に行われているようである。しかし民間の場合はいくまで経営の自己責任の下、将来の準備のために積立てを行うものであるのに対して、県営施設の場合は将来の建替えや大規模修繕などの費用は県が負担するのが本来のあり様である。したがって従来の委託費精算方式と同

様、運営の結果生じた剰余金は県に所属するとみるのが現行の枠組みの中では正当と考えられるので、剰余金についての精算、あるいは適切な使途制限に関して検討すべきである。

民間の場合は従来措置費から介護報酬に転換したことに伴い、競争原理の中で剰余金の蓄積も可能になったのであるが、県営施設の場合は管理運営を委託している事実が変わりがない以上、介護報酬のうち従来の委託費を超える部分の帰属については民間と同列に考えることはできないものと解すべきである。その理由は将来の施設の更新費用は県で負担するであろうし、また施設の保有コスト概算 330 百万円は県で負担しているからである。

(6) 意見

知的障害者更生事業への取り組みについて

平成 14 年 11 月 23 日に開催された「福祉セミナー in みやぎ」において、事業団は西暦 2010 年（平成 22 年）までに、県内最大の知的障害者の入所施設である船形コロニー（更生施設 + 授産施設）を解体し、今後策定するプランに基づいて入所者全員（現在 485 名）を地域生活に移行させる考えを表明した。

現在のところ、施設入所者の大半が重度の知的障害を抱えており、刑務所並みと指摘を受けるくらいの建物の中で、長期間にわたる生活を強いられている。施設での生活は、入所者本人にとって安全なものであるかもしれないが、必ずしも幸せな生活であるとは言い難いのではないかと考えられる。

船形コロニーの中でも特に更生施設においては、まるで世間から隔絶されたような環境にあり、入所者にとっても、また施設で働く役職員にとっても、将来の希望を見い出すことが全くできないような状況にある。こうしたことは、現場を 1 度でも視察してみれば、誰もが実感できることであろう。

このような現状を打破し、世界的に進む「脱施設」の流れに沿って、ノーマライゼーション（障害のある人もない人も、共に地域で日常の生活を送れる社会こそが普通の社会であるという考え方）の一層の推進を図るために、今回の「施設解体宣言」が行われたといえる。

「施設解体宣言」の中では、地域移行プラン作りに当たって特に留意すべきこととして、以下の 3 つの点を挙げている。

- (a)現在の船形コロニーでの生活よりも、より安心して満足のいく生活ができる環境を整えること。
- (b)地域移行の際には、親や家族に保護や支援の責任を押し付けることなく、事業団が責任をもってアフターフォローを行い、地域におけるしっかりした支援の仕組みを作り上げること。
- (c)民間の社会福祉法人、民間非営利団体（NPO）、市町村の社会福祉協議会などの福祉サービス事業者の力を結集して、できる限り故郷に近いところで地域生活支援の実務を実施すること。

今回、事業団が表明した「船形コロニー解体宣言」は、県が平成9年9月に策定し、平成14年3月に中間見直しを行った「みやぎの福祉・夢プラン」(平成10年度から平成17年度までの8ヵ年計画)の方向性と基本的に一致したものとなっている。

すなわち、「みやぎの福祉・夢プラン」に謳われている「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」という基本理念、「心かよう福祉環境」、「自分らしい生き方の実感」、「いつでもどこでも地域サービス」という3つの基本的目標を達成していくために、中間見直しでは保健・医療・福祉を取り巻く現状と課題の一つとして「3障害者の自立と社会参加」、「5地域社会を支える人づくり」が取り上げられている。そして、こうした課題に取り組むための具体的な施策として、以下のような5つの目指すべき方向性が示されている。

- (a)自立生活を支えるシステムの構築
- (b)生活の場の確保
- (c)利用者本位の在宅サービスの提供
- (d)障害者自身の活動の支援と組織の育成
- (e)福祉用具の研究・開発の促進

上記「(b)生活の場の確保」としては、グループホーム(地域社会の中にある住宅において、数人の知的障害者、精神障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であり、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常的な生活援助が受けられるもの)の大幅な拡充を図ることが必要とされている。

グループホームの大幅な拡充を図るということは、まさに事業団がこれから推進しようとしている方向性と同一のものであろう。事業団では、現

在のところで県内に約 20 ヲ所あるグループホームを、今後 100 ヲ所程度増設することにより、船形コロニーの入所者全員が県内各地のグループホームに分散定住できるようにしていく方針を持っている。

このためには、前述した「施設解体宣言」における留意点の(c)を実践することが必須の条件となる。すなわち、グループホームを県内各地にくまなく設置していくためには、事業団の既存人員のみで対処するのは不可能なことであるから、他の福祉サービス事業者（民間の社会福祉法人など）に運営を任せることが現実的な対応と考えられる。

そして、事業団自身は、グループホームの増設に合わせて各グループホームを管理する拠点施設を設置することにより、コロニーという大規模施設を管理運営する団体から、各グループホームに対して助言・支援活動等を行うサポートセンターとしての機能を担う団体へ移行していくことを志向している。

障害者福祉サービス分野においては、平成 12 年 6 月に制定された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」により、今までの「措置制度」（行政が行政処分として障害者サービスを決定する制度）に代わり、平成 15 年 4 月から新たに「支援費制度」（障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度）が開始されることとなっている。

新しく始まる「支援費制度」の在り方からすると、たとえ重度の知的障害者であっても、本人の意思を尊重して、障害者自身にとって利用可能な選択肢を多様に揃えておくことが必要となり、「脱施設」の考え方は必然的に大きな流れとなっていくであろう。したがって、「施設解体宣言」を全国に先駆けて行った事業団の方向性は、障害者福祉に関連する国や県の方針にも沿うものであり、高く評価されている。

しかしながら、地域生活への移行を実現していくためには、

- (a)グループホームの設置（＝受け皿作り）がスムーズに進むのか
- (b)コロニー入所者の中でも障害の程度が特に重い人にとって、地域生活を送っていくことが本当に可能であるのか
- (c)「支援費制度」における障害者本人や扶養義務者が負うべき利用者負担をどうするのか

(d)グループホーム開設に伴い、事業団職員の配置をどうするのか
など現実問題として解決すべき困難な課題が数多く予想されている。

したがって、県も事業団の対応にただ任せるだけではなく、事業団の将来構想実現のため、また「支援費制度」において県に求められる役割を十分に果たすためにも、県の立場でできることを積極的に実施していくことが必要である。

事業団の果たす役割について

今後地方分権が進むにつれて、地方行政も全国一律ではなく、各地域に応じた特色あるサービスを提供していくことが求められていくであろう。また、世の中の変化が激しく、何事においてもスピードが求められる時代であり、特に高齢化が急速に進展する我が国にあっては、福祉の分野における重要性が増大してくるのは必然のことである。

宮城県では「日本一の福祉先進県づくり」が県政の大きな柱とされており、「みやぎの福祉・夢プラン」の着実な実行が望まれる。しっかりしたプランが既に策定されていることから、「中間見直し」にあるとおり進捗管理をきっちりと行い、基本理念・基本的目標の達成に向けて、各種の施策を着実に推進し、成果を出していくことが必要である。

また、県内における公的な福祉分野を担う事業団にとっては、総花的な事業の展開をしていたのでは、時代のニーズに充分に応えていけなくなる虞もあろう。したがって、民間でも実施可能な事業は極力民間に任せていき、事業団にしかできないこと（セーフティネットの役割など）へ特化していくこと、すなわち「事業の選択と集中」が益々必要とされてくるものとする。

事業団においても、以下の3点を今後事業団が果たすべき役割としている。

(a)セーフティネット

最も支援を必要とする重度の障害者などの受入システムや、大規模災害時の対応・連携システムを構築すること。

(b)センターオブセンター

社会福祉事業関係者に対する高度・専門的な技術の提供・支援等を通して、県内の社会福祉施設の中核的役割を果たすこと。

(c)先駆的事業の実践

県の福祉行政を推進する立場から、新しいニーズに対する事業や民間では取り組みにくい事業を実施し、実践に基づいた政策提言を行うことで県民福祉の向上に努めること。

これらの機能を果たすべく、既に述べたとおり、事業団では人員構成における正職員の自然減、臨時職員への移行を徐々に進めて、総体的な人件費の削減に取り組んでいる状況にあり、また、正職員の更なる専門性の向上や先駆的な事業の推進も図っている。しかしながら、国や県の財政は逼迫の度合いを強めていることから、こうした取り組みにおいても、極力前倒しして早期に実施に移していくことが望まれる。